

6、図書館行政の在り方について

次に、教育的観点から見た図書館のあり方について伺います。

市長は、選挙公約において三つの維新の一つとして教育の維新を訴えておられました。今回、施政方針において英語で話せる吹田っ子の育成を目指すということを取り入れられております。

従前から国際的な視野を持ち、国際社会で活躍できる人材を育てることに取り組むべきと訴えてきた我が会派としては、非常に喜ばしいことですが、今回、市長が英語について特に力を入れようと考えられた理由及びグローバル社会に対応できる人材には何が重要だとお考えか、お聞かせください。

(梶谷尚義学校教育部長)

グローバル社会における人材などについて、市長にとのことですが、まず私のほうよりお答えをいたします。

英語は、世界の最も多くの国々で公用語として使用されている言語でございます。

教育委員会といたしましては、将来グローバル社会に生きる吹田の子供たちが、さまざまな国の人々とコミュニケーションを図る素地として英語を身につけてほしいと考えております。千里みらい夢学園におきましても、小中一貫した英語活動の研究を進め、その成果をほかの全中学校ブロック各学校に発信をしているところでございます。

グローバル社会に対応できる人材には、世界的な視野で物事を考える力や、表現力や言語力を磨き、みずから学んだことや考えをしっかりと伝え、他者の意見や思いをしっかりと聞き取る力を備えることが大切だと考えております。さまざまな教育活動を通して育成に努めてまいります。

以上でございます。

(井上哲也市長)

英語で話せる吹田っ子の育成についてでございますが、私は市長就任以来、教育委員の皆様とさまざまな教育課題について意見交換を重ねており、グローバル化が進展する社会にあっては、異なる文化への理解と、言語や習慣の違いに戸惑わずコミュニケーションできる力を身につけることが重要だと認識しております。

吹田の子供たちが、将来、国境を越え、さまざまな人々とコミュニケーションを図り、国際社会で活躍するためにも、外国語のうち、まずは英語を学んでほしいと考えております。

(英語学習における目標設定について)

お隣の大阪市でもそのような取り組みがなされて、大阪市では具体的な目標を設定するということが方針として出されてるように思うんですけども、その点について、吹田市は何か具体的な目標を立てられるおつもりはございますでしょうか。

(梶谷尚義学校教育部長)

大きな目標として、吹田の子供たちが将来グローバル社会を生きる上で、外国の方と英語でコミュニケーションをとろうとする意欲の向上と、英語でのコミュニケーションの素地を培うことが大事だと考えておりますが、そのための具体的な取り組みとその目標は、現在検討してる段階でございます。

以上でございます。

(国語教育における図書館の重要性について)

英語学習についても積極的に取り組んでいただきたいとは思んですけども、ただ英語や外国語はツールでしかありません。幾ら英語が話せても、話す内容が追いつかなければ意味がなく、外国語教育の前段に必ず正しい日本語が話せること及び国語教育が必要です。

ですから、英語教育に力を入れられるのと同様に、ぜひ子供たちの国語力向上にも力を入れていただきたい。そういう思いで今回提案させていただくのが、学校図書館の充実及び公立図書館とのより密な連携です。

そもそも学校図書館の役割は学校図書館法によって定められており、その2条において学校図書館の目的を図書、視覚・聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し及び保存し、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することとしています。

平成24年3月に出された福島県教育委員会の読書に関する調査では、子供の読書のきっかけは、小学生において、学校の図書館で見つけたと回答する児童が55.2%を占めるなど、本に触れる機会を提供する役割ももちろん重要ですが、学校図書館における本来の役割は、調べ学習に寄与することです。子供たちがわからないこと、疑問に思うことを解決するために求める情報、子供たちの好奇心に応える情報を提供することで、子供たちがみずから考え、主体的に課題解決を図る能力を育成する環境を提供することにあります。

図書館の役割は、図書の貸し出しのみに限らず、問題解決のための情報提供の場

でもあることこそが重要であると考えますが、まずこの点に関する教育委員会のお考えをお聞かせください。

(梶谷尚義学校教育部長)

学校図書館の役割でございますが、学校図書館は、学校図書館法に定められた学校の教育課程の展開に寄与することと、児童、生徒の健全な教養を育成することの二つの目的を達成するために、三つの機能を担う必要がございます。

まず、1点目は、児童、生徒の読書への興味、関心を喚起し、読書習慣を身につけさせるなど、読書指導の拠点となる読書センターとしての機能。

二つ目は、収集、保存したさまざまな資料などを必要に応じて提供し、学習を支える学習センターとしての機能。

三つ目は、多くの情報の中から必要な資料を探し、さらにそこから有用な情報を引き出し、比較検討するなど、情報の活用能力を育成する情報センターとしての機能。

教育委員会といたしましては、これら三つの機能を十分発揮できる学校図書館の運営を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(読書活動支援員の業務について)

ありがとうございます。

三つの機能を十分発揮することこそが、学校図書館に求められていることです。

この役割を達成するには、教育の内容と図書館の資料を結びつけるツールと、それを使いこなす専門のスタッフが必要です。

しかし、吹田市の学校図書館の現状を鑑みるに、司書教諭は担任を持っており、日々の業務量から考え、これ以上の負担を求めることは困難なこと、学校図書館の蔵書数には限界があること、現在配置している読書活動支援者は臨時雇用員であり、1人当たり2校から3校担当しており、1日当たり4時間配置となっていることから、その目的を達するまでの業務を求めることが物理的に不可能なことから、学校図書館単体でその本来の目的を達成することは非常に困難でございます。

だからこそ、公立図書館とのより緊密な連携が不可欠となってきます。

現在、調べ学習のため、既に団体貸し出しという形での連携は行われておりますが、配本体制が整わず、先生が図書館まで直接取りに行っておられるのが現状とのことです。

今後、自動車文庫の活用で、この課題の解決を図られるとのことですが、そもそも学校図書館に配置する図書館司書を学校教育部で管理するのではなく、図書館を管

理しています地域教育部で管理し、研修、派遣を公立図書館によって行うことによって、専門性及び技能性を高めた職員を学校に配置できる環境を整えるなど、読書活動支援者を介しての連携を今後提案していきたいと思います。

それに先立ち、まずは目下の問題、今回は現状の読書活動支援者の体制強化について御提案いたします。

平成 24 年 9 月定例会において神谷前議員の質問にお答えいただきましたが、現在、学校図書館が購入した図書は、公立図書館とは異なり、購入した段階で図書館用の装備がなされておらず、購入した図書の貸し出しに必要なバーコードの張りつけやブックカバーの装着等については、図書担当の教員や読書活動支援者が中心となり行っているとのこと。

限られた読書活動支援者や教員の職務時間の中でこのような単純作業をお願いすることは、本来の読書活動支援者の役割、学校図書館の整備をするとともに、子供たちの図書館活動の援助をすることを阻害する要因になるのではないのでしょうか。なぜ図書購入において、公立図書館では装備完了のものが納入されているのに対し、学校図書館ではこのように貴重な勤務時間を使って、わざわざ手作業で図書館用装備を整えるような現状になっているのでしょうか、お答えください。

(原田勝教育総務部長)

学校図書館の図書についてでございますが、まず購入する図書はバーコードの張りつけやブックカバーなど装備された状態で購入をしておりません。これは限られた予算の中で、より安価にて1冊でも多くの本を購入することができるよう対応しているためございまして、購入後の図書の整備につきましては、図書担当の教員や読書活動支援者が中心となり行っているところでございます。

以上でございます。

(学校図書購入が単独随意契約でなされる理由について)

裸の状態といいますか、装備されていない状況で買った場合は、1割減で購入できるということは伺っております。

ただ、今回提案しておりますのは、何を大事にすべきかということなんです。学校図書館により多くの本を設置することが大事なのか、なるべく読書活動支援者さんの手をあけて子供たちと接して、子供たちに図書館の利用を促進することが大事なのか、そのどちらを重視するかによって、この政策、とるべき道が変わってくると思いますので、今後はぜひ読書活動支援者の充実という点でも、こういう単純作業、こういうのは、市長も民間でできることは民間でということをおっしゃってますから、わざわざ税金を

使って、人件費を使って、安く購入できるとはいえ、人件費でその分恐らく上回っておりますから、その点をしっかりと整理していただいて、購入について考え直していただければと思います。

購入に関してなんですけども、一つ伺っておきたいんですけども、現在、学校図書館の図書購入は単独随意契約で行われているとのことなんですけども、その理由をお聞かせください。

(原田勝教育総務部長)

学校図書館の図書の購入に当たりましては、各学校へ配分しております予算の範囲内において、各学校の状況により学校単位で購入時期や発注数を決定しており、1回当たりの発注金額が少額となるため、随意契約により発注しているものでございます。

なお、業者につきましては、各出版社の新書や推薦図書の現物見本を各学校へ持ち回り案内し、学校が現物を見て選書の参考にできるような対応を行うことができる市内業者に発注しているところでございます。

以上でございます。

(答弁を受けて)

各学校ごとに購入されてるということなんですけども、購入の契約の相手先というのは、結局2社に絞られてると仄聞しております。

単独随意契約のあり方はこれから見直されるべきという議論もございますけども、今回の、今の現状の形では随意契約になってしまうかもしれませんけども、図書の発注というのをある程度一括して行うことによって競争入札等にもできるんじゃないかなと、そしてまた、その際には装備つきのものを納入すると、今のシステムよりもよりよいものができるんじゃないかなと考えておりますので、今回は、これを御提案させていただきます。